第100回電気用品調査委員会
平成29年10月30日
資料No. 5-2

電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	電気用品調査委員会第23-2小委員会
事務局	一般社団法人　電気設備学会

＜規格情報＞

規格番号（発行年）	JIS C 8462-31（2017）
対応国際規格番号（版）	対応する国際規格は無い
規格タイトル	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ　－　第31部：合成樹脂製のボックス，エンクロージャ，その他の附属品及びケーブル配線用スイッチボックスの個別要求事項
適用範囲に含まれる主な電気用品名	合成樹脂製等の電線管類附属品 合成樹脂製等のボックス その他の電線管類又は可撓電線管の合成樹脂製の附属品 ケーブル配線用スイッチボックス（合成樹脂製）
廃止する基準及び有効期間	新規制定JISのため、旧版JISはない。

＜審議中に問題となったこと＞

a）JISマーク表示規格

この規格とは別に，JISマーク認証が可能な製品規格としてJIS C 8435（合成樹脂製ボックス及びボックスカバー）がある。適用範囲が重複する規格が複数存在することとなるため，審議した結果，JIS C 8435は各メーカー間の互換性を目的としたJISマーク表示のための規格として残し，この規格は，JISマーク表示には用いない，電気用品の技術基準解釈の整合規格及び電線管システムの電気的安全性の性能規格とした。

b）分類

ボックス及びエンクロージャの分類について，構造，施工方法，建築方法，文化などの違いから，IEC整合JISでは，我が国でのボックス及びエンクロージャに沿っていない分類となっており，解釈，運用に苦慮している。審議した結果，技術基準解釈別表第二で識別のため運用されている電気用品の区分，品名，分類及び種類をこの規格で採用するとともに，表を設け明確にした。

＜主な国際規格との差異の概要とその理由＞

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概　要	理　由
	対応国際規格はない。	

＜主な改正点＞

制定JISのため，改正点はない。